

「都」、「特別区」について規定している法律①

※「都の」、「都に」、「都が」、「都と」、「都は」、「都を」、「都」、「都、」、「特別区」、「区」(特別区を指すもの)のいずれかの用語が用いられている法律を検索した結果(142法律)であり、必ずしも全ての法律において都又は特別区に関する特例が定められている訳ではない。

- ・商法(明治三十二年法律第四十八号)
- ・健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- ・学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
- ・裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)
- ・下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)
- ・地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
- ・最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)
- ・裁判官弾劾法(昭和二十二年日法律第三百三十七号)
- ・戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)
- ・食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)
- ・地方財政法(昭和二十三年法律第九号)
- ・社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
- ・競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
- ・消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
- ・貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
- ・公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)
- ・国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)
- ・電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)
- ・放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)
- ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)
- ・建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)
- ・国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)
- ・小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)

「都」、「特別区」について規定している法律②

- ・地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）
- ・地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
- ・高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
- ・土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
- ・外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）
- ・道路法（昭和二十七年法律第八十号）
- ・道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）
- ・農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）
- ・日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
- ・商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
- ・警察法（昭和二十九年法律第六十二号）
- ・日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
- ・財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律（昭和三十年法律第八十号）
- ・地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第一百三号）
- ・国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）
- ・首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）
- ・消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
- ・租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）
- ・特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）
- ・国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百四号）
- ・水道法（昭和三十二年法律第七十七号）
- ・下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）
- ・国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- ・国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）
- ・中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）

「都」、「特別区」について規定している法律③

- ・連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（昭和三十四年法律第百六十五号）
- ・公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）
- ・地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）
- ・新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百十一号）
- ・日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）
- ・地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）
- ・都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）
- ・日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）
- ・地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）
- ・小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）
- ・都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
- ・租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）
- ・地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）
- ・全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）
- ・情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
- ・沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
- ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
- ・農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）
- ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

「都」、「特別区」について規定している法律④

- ・大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）
- ・多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）
- ・地価税法（平成三年法律第六十九号）
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）
- ・国会等の移転に関する法律（平成四年日法律第百九号）
- ・日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
- ・日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
- ・平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法（平成十年法律第七十六号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
- ・地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）
- ・国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）
- ・農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- ・東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）
- ・総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
- ・高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）
- ・会社法（平成十七年法律第八十六号）
- ・住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）
- ・日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
- ・平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）
- ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十九号）
- ・その他 独立行政法人の設立根拠法 48法律

個別法における都・特別区の特例の主な例

1. 組織に関する特例

法律	条項
警察法 (昭和29年法律第162号)	<p>第47条① <u>都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。</u></p> <p>第48条① <u>都警察に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。</u></p> <p>第49条① <u>警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。</u></p> <p>第50条① <u>警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。</u></p>

2-1. 事務配分に関する特例(都が特別区の存する区域において一体的に処理するもの)

法律	条項
消防組織法 (昭和22年法律第226号)	<p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。</p> <p>第26条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。</p> <p>第27条① <u>前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。</u></p>
消防法 (昭和23年法律第186号)	<p>第37条 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村条例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都条例と読み替えるものとする。</p>
道路法 (昭和27年法律第180号)	<p>第7条① 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。</p> <p>一 市又は人口五千以上の町(以下これらを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これらを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路</p> <p>第89条① <u>都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七条第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。</u></p>

2-1. 事務配分に関する特例(都が特別区の存する区域において一体的に処理するもの)

法律	条項
水道法 (昭和32年法律第177号)	第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。
下水道法 (昭和33年法律第79号)	第42条① 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三十一条の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	第87条の3① 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。 ※ 上下水道、電気ガス供給施設、市場、と畜場等に関する都市計画については、都が定めることとされている。

2-2. 事務配分に関する特例(特別区に一般市以上の事務を配分するもの)

法律	条項
地域保健法 (昭和22年法律第101号)	第5条① 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。
(特別区が保健所を設置することによる事務配分の例)	
食品衛生法(昭和22年法律第233号)	第66条 第四十八条、第五十二条から第五十六条まで及び第六十三条の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。
地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律 (平成6年法律第84号)	附則第12条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。 ※ 保健所設置市の事務のうち卸売市場の食品衛生の監視等の事務は、例外的に都が処理することとされている。

2-2. 事務配分に関する特例(特別区に一般市以上の事務を配分するもの)

法律	条 項
<p>薬事法 (昭和35年法律第145号)</p>	<p>第26条① 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十八条第三項において同じ。)が与える。</p>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)</p>	<p>第64条① <u>保健所を設置する市又は特別区にあっては、第三章から前章までの規定(第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第九項まで、第五項、第六項、第八項及び第九項(同条第二項、第八項及び第九項の規定にあっては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、第五十六条の二十七第七項並びに第六十条を除く。)</u>及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。</p> <p>② 特別区にあっては、<u>第三十一条第二項及び第五十七条(第四号の規定に係る部分に限る。)</u>中「市町村」とあるのは、「都」とする。</p>
<p>健康増進法(平成14年法律第103号)</p>	<p>第18条① 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
<p>建築基準法 (昭和25年法律第201号)</p>	<p>第4条① 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。</p> <p>② 市町村(前項の市を除く。)は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。</p> <p>③ 市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>第97条の3① <u>特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。</u>この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。</p> <p>※ 特別区は、一定規模以下の建築物等に関する建築確認の事務を行うため、都知事の事前同意を得ずに建築主事を置くことができるとされている。</p>

3. 税財政に関する特例

法律	条 項
地方交付税法 (昭和25年法律第211号)	第21条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。
地方税法 (昭和25年法律第226号)	<p>第4条② 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。</p> <p>一 道府県民税</p> <p>第5条② 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。</p> <p>一 市町村民税 二 固定資産税 六 特別土地保有税</p> <p>⑤ 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。</p> <p>⑥ 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。</p> <p>一 都市計画税</p> <p>第734条① 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。</p> <p>② 都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。</p> <p>一 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。) 二 第四条第二項第一号に掲げる税のうち利子等に係るもの 三 第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。)</p> <p>第735条① 都は、その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課することができるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第五項及び第六項第一号に掲げる目的税を課することができる。この場合においては、都を市(同条第五項に掲げる目的税については、指定都市等)とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。</p>

3. 税財政に関する特例

法 律	条 項
地方自治法 (昭和22年法律第67号)	<p>第282条① 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。</p> <p>② 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。</p>
国有資産等所在市町村交付金法 (昭和31年法律第82号)	<p>第15条① 都の特別区の存する区域内に所在する国又は地方公共団体の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金は、都に対して交付するものとする。この場合においては、第七条の規定による台帳価格等の通知、第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十一条の規定による市町村交付金の請求又は第十三条の規定による交付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。</p>
特別とん譲与税法 (昭和32年法律第77号)	<p>第1条① 特別とん譲与税は、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港（以下「開港」という。）に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するもの（以下「開港所在市町村」という。）に対して譲与するものとする。</p> <p>第6条 特別とん譲与税は、第一条の開港に係る港湾施設が都の特別区の存する区域に設置されている場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。</p>

4. その他の特例

法律	条項
<p>公職選挙法 (昭和25年法律第100号)</p>	<p>第15条① 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。</p> <p>⑧ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>第266条① この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とする。</p> <p>② <u>都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。</u></p>
<p>商工会議所法 (昭和28年法律第143号)</p>	<p>第8条① <u>商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。)の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。</u></p>
<p>地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)</p>	<p>第3条① 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合(次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。)を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道府県の職員(次号及び第三号に掲げる者を除く。) 地方職員共済組合 二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員 公立学校共済組合 三 都道府県警察の職員 警察共済組合 四 <u>都の職員(特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。)</u> 都職員共済組合 五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の職員(第二号に掲げる者を除く。) 指定都市ごとに、指定都市職員共済組合 六 指定都市以外の市及び町村の職員(第二号に掲げる者を除く。) 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合

4. その他の特例

法律	条項
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)	<p>第2条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 大都市地域 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。</p> <p>第5条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。</p> <p>第24条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。</p>